

議案第29号

専決処分事項の承認について

守谷市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 9月 1日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日

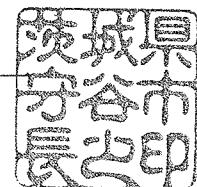
議案	頁数
29号	1

専 決 処 分 書

守谷市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成23年6月30日

守谷市長 会田 真



守谷市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月30日

守谷市長 今井一

守谷市条例第8号

守谷市税条例等の一部を改正する条例
(守谷市税条例の一部改正)

第1条 守谷市税条例(昭和39年守谷町条例第138号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

議案	頁数
29号	2

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第5項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

（守谷市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 守谷市税条例の一部を改正する条例（平成20年守谷市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第10項、第17項及び第22項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 守谷市税条例の一部を改正する条例（平成22年守谷市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中守谷市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定
　　公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中守谷市税条例附則第8条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(3) 第1条中守谷市税条例附則第10条の2第5項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の守谷市税条例（以下「新条例」という。）
附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の守谷市税条例（以下「旧条例」という。）
附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、附則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下のこの条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由（議案第29号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、守谷市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の主な内容は、個人住民税等の不申告者に対して科する過料の額の引上げ及び証券税制等の改正として軽減税率の特例期間の延長等を規定するものです。

よろしく御承認くださるようお願ひいたします。

参考資料

守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）新旧対照表

改 正	現 行
(市民税の納稅管理人に係る不申告に関する過料) 第26条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納稅管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、 <u>10万円</u> 以下の過料を科する。 2及び3 (略)	(市民税の納稅管理人に係る不申告に関する過料) 第26条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納稅管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、 <u>3万円</u> 以下の過料を科する。 2及び3 (略)
第36条の3 (略) 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定による事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。	第36条の3 (略) 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定による事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。 3 (略)
第36条の4 市民税の納稅義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、 <u>10万円</u> 以下の過料を科する。 2及び3 (略)	第36条の4 市民税の納稅義務者のうち第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、 <u>3万円</u> 以下の過料を科する。 2及び3 (略)
(退職所得申告書の不提出に関する過料)	(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第53条の10 分離課税に係る所得割の納稅義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2から8まで (略)

9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(固定資産税の納稅管理人に係る不申告に関する過料)
第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けないものが同一項の規定によって申告すべき納稅管理人について正当な事由がなくして申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第53条の10 分離課税に係る所得割の納稅義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2及び3 (略)

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2から8まで (略)

9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(固定資産税の納稅管理人に係る不申告に関する過料)
第65条 前条第2項の認定を受けない固定資産税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けないものが同一項の規定によって申告すべき納稅管理人について正当な事由がなくして申告をしなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

<p>2及び3 (略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(たばこ税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p>
--	--

<p>(特別土地保有税の納稅管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第133条 前条第2項の認定を受けない特別土地保有税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けないものが同項の規定によって申告すべき納稅管理人について正當な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p>	<p>(特別土地保有税の納稅管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第133条 前条第2項の認定を受けない特別土地保有税の納稅義務者で同条第1項の承認を受けないものが同項の規定によって申告すべき納稅管理人について正當な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p>
<p>(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第139条の2 特別土地保有税の納稅義務者が正當な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から<u>10日</u>以内とする。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 市長は、次の各号のいづれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の附則)</p>
	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の2 市長は、次の各号のいづれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p>

特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは(これらの申告書にその記載がないことにについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときは、次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

特例)

第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとときは、次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないうものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2号に規定する事業所得の明

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対

N	議 事 会	議 事 會
9		6

細に記載する事項の所得金額に係る割合は、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかるはず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができます。

象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その壳出した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条第3第1項、附則第7条の3の第1項及び前条の規定にかかるはず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条第3第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けるとする者がすべき申告)

第10条の2 2から4まで 5	<p>(略) (略)</p> <p>法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受ける者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>第10条の2 2から4まで 5</p> <p>法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受ける者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けていた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けた旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>
-----------------------	--	---

守谷市税条例の一部を改正する条例（平成20年守谷市条例第25号）新旧対照表

附 則 (個人の市民税に関する経過措置)	改 正	現 行	附 則 (個人の市民税に関する経過措置)
第2条 (略) 2から9まで (略)	べき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかるわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。	10 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けたべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかるわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。	10 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けたべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかるわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。
第2条 (略) 2から16まで (略)	べき新条例附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をい	11 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をい	11から16まで (略) 17 市民税の所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をい

う。) のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)について、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

18から21まで (略)

22 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

う。) のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)について、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

18から21まで (略)

22 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

守谷市税条例の一部を改正する条例（平成22年守谷市条例第15号）新旧対照表

附 則	改 正	現 行
附 則		
第1条 (略)		第1条 (略)
(1) から(3)まで (略)		(1) から(3)まで (略)
(4) 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 平成27年1月1日		(4) 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 平成25年1月1日
(5) (略)		(5) (略)
(市民税に関する経過措置)		(市民税に関する経過措置)
第2条 (略)		第2条 (略)
2から5まで (略)		2から5まで (略)
6 新条例附則第19条の3の規定は、平成27年度以後 の年度分の個人の市民税について適用する。		6 新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後 の年度分の個人の市民税について適用する。
7及び8 (略)		7及び8 (略)

平成23年度 税制改正（市町村税関係の主な内容）

平成23年度地方税法等の一部を改正する法律から分離し、別途新たな法律として提出された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の改正に伴う市税条例の改正

1 故意の申告書不提出による過料の改正

区分	改正内容
・市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料 (第26条)	
・市民税に係る不申告に関する過料 (第36条の4)	3万円以下 ↓
・退職所得申告書の不提出に関する過料 (第53条の10)	10万円以下
・固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料 (第65条)	
・固定資産税に係る不申告に関する過料 (第75条)	
・軽自動車税に係る不申告等に関する過料 (第88条)	
・たばこ税に係る不申告に関する過料 (新設) (第100条の2)	10万円以下

2 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の改正

肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭（現行2,000頭）を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度（現行24年度）まで延長する。（附則第8条）

3 証券税制等の改正

（1）上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の特例の延長

平成21年1月1日から平成23年12月31までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%軽減税率（道府県民税1.2%，市町村民税1.8%）の特例を2年延長すること。（平成20年改正法附則第3条、第8条）

（2）上場株式等の配当等に係る配当割の軽減税率の特例の延長

平成21年1月1日から平成23年12月31までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年延長すること。

（平成20年改正法附則第3条）

(3) 源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の軽減税率の特例の延長

平成21年1月1日から平成23年12月31までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長すること。

(平成20年改正法附則第3条)

(4) 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例

非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例（非課税投資額の創設等）について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とすること。

(平成22年改正法附則第1条)